三　標準法第十一条第一項第六号に規定する初任者研修を受ける者の数に六十分の一を乗じて得た数

四　新標準法施行令第七条第三項第二号に規定するところにより文部科学大臣が定める数

五　公立の特別支援学校の小学部及び中学部について、当該学校の教職員が標準法第十五条第六号に規定する研修を受けている場合、当該学校において文部科学大臣が定める教育指導の改善に関する特別な研究が行われている場合又は当該学校の教職員が教育公務員特例法第二十三条第一項の初任者研修若しくは同法第二十五条第一項の指導改善研修を受けている場合にあっては、当該学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数

8　第三項第二号から第四号まで並びに前項第二号及び第三号の規定により教職員の数を算定する場合において、一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。

第三条　平成三十八年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一条第五号	標準法第六条の二	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百二十八号。以下「改正令」という。）附則第二条第二項
	標準法第七条及び第八条	改正令附則第二条第三項及び第四項
第一条第七号及び第十五号	標準法第八条の二	改正令附則第二条第五項
第一条第九号及び第十七号	標準法第九条	改正令附則第二条第六項
第一条第十一号及び第十九号	標準法第十条第一項	改正令附則第二条第七項
第一条第十三号	標準法第六条の二	改正令附則第二条第二項
	標準法第七条及び第八条	改正令附則第二条第三項及び第四項

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第四条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の表公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）の項を次のように改める。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）	第二条第一項	中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校を除く。以下同じ。）（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等（以下単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く。以下同じ。）（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校等に該当するものを除く。以下同じ。）
	第三条	認める学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）
	第七条第五項	義務教育諸学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）

第四条の表義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）の項中「義務教育学校を」及び「義務教育学校並びに」を「前期課程（」に改め、「）」に該当するものを」の下に「除く。」を加える。

文部科学大臣　松野　博一
内閣総理大臣　安倍　晋三

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十九号

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）附則第三十五条、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十四条の二第一項第二号、第二十五条第一項及び第二十八条第三項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十九条第四項第一号、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条第四項第一号並びに行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十九条第四項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第四条）
第二章　経過措置（第五条）
附則

第一章　関係政令の整備

（雇用保険法施行令の一部改正）

第一条　雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（法第二十四条の二第一項第二号の政令で定める基準）

第五条の二　法第二十四条の二第一項第二号の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　法第二十四条の二第一項第二号に規定する災害により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第四十八条において準用する同令第二十五条の地域に該当することとなつた地域（次号において「災害地域」という。）のうち、イに掲げる率がロに掲げる率の百分の二百以上となるに至り、かつ、その状態が継続すると認められる地域であること。

イ　毎月、その月前三月間に、当該地域において離職（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされる場合を含む。このイ及び次条において同じ。）をし、当該地域を管轄する公共職業安定所において基本手当の支給を受けた初回受給者（その受給資格に係る離職後最